

## おわりに

すべての国民にたいして、ひとしく能力に応じた教育の機会を保障することは国家の重要な任務であり、その意味から本県においても、さまざまな心身の障害をもつ者に対して、それにふさわしい教育の機会を保障する努力がはらわれてきている。

しかし、心身障害児が必要とする教育は、狹義の教育機関だけの教育ではなく、障害の治療、生活上の保護、社会的自立のための訓練等幅広いものであり、それらと切りはなしては教育の効果を期待することはできない。

したがつて、福祉・医療・就労・職業訓練等との連携を密にしながら学校教育を推進する必要がある。

また、障害をもたない普通児であっても、心身障害児であつても、学校教育の目的においては変わることとはないことから、普通児とのかかわりについて、交流教育をさらに推進し、普通児、心身障害児双方の側から学校教育とのかかわりを適切に推進すべきである。

今後、心身障害児の一人一人の能力・特性等に即応し、その能力を最大限に伸ばすための教育を施すためには、どのような配慮や取扱いが必要か、また、心身障害児に最もふさわしい教育の場をどこに求めるか等、学校教育全体を通して更に検討されて行く必要がある。

## 心身障害児についての 教育相談事業の御案内

### 教育相談事業の御案内

十月十六日(水) 田島町中央公民館  
十一月二十二日(火) 表郷村中央公民館

#### 二、養護教育相談室

(1) 相談の対象  
○保護者又は担任が市町村教育委員会に申し込んでください。

(2) 相談の申し込み  
○相談担当者

○小児科又は精神科医…………一名

○特殊学級、養護学校の教員及び児童相談所の心理判定員…………五名

○相談の方法

○個別に一人約一時間半程度

○医療相談もいたします。

○相談は無料

○相談内容の秘密は厳守します。

○昭和六十年度相談会場

七月五日(金) 郡山市身体障害者福祉センター

八月七日(水) 鹿島町公民館

八月十二日(月) 浪江町公民館

八月二十日(火) いわき市文化センター

八月二十七日(火) 船引町就業改善センター

九月四日(水) 原町中央公民館

九月五日(木) 安達地方広域行政組合自治センター

九月三十日(月) 会津若松市立謹

教小学校

(1) 相談の対象  
○心と体に障害のある児童、生徒に関する教育相談・生活指導及び諸検査

(2) 相談員  
○各相談室に五六名の養護教育の専門家が年間を通して相談に当たります。

(3) 相談室設置場所  
○県立聾学校  
☎ 〇二四九一五一一二〇八一  
郡山市大槻町西の宮西三三二  
○県立聾学校会津分校  
☎ 〇二四二一三二一一二二八六  
会津若松市一箕町鶴賀  
○県立聾学校平分校  
☎ 〇二四六一三四一一二〇二一  
いわき市平馬目字馬目崎

※保護者が直接相談室に申し込んでください。

なお詳細については  
県教育庁養護教育課  
(☎ 〇二四二一三二一一二二八六  
九一)までお問い合わせください。